#### 資料４　報酬規程（例）

社会福祉法人○○会　評議員・役員の報酬等及び費用弁償に関する規程（例）

以下の規程（例）は参考です。法令、定款に違反しない範囲で，貴法人の報酬等の支給状況や定款の記載内容を踏まえ作成してください。

また、規程（例）内の名称についても，貴法人の各規程，規則等と整合したものとしてください。

（目的）

第１条　この規程は、社会福祉法人○○会（以下「法人」という。）定款第○条、定款第○条第○項及び定款第○条に基づく評議員、役員の報酬等の基準、額及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（意義）

第２条　この規程において、次の各号掲げる用語意義は、当該各号の定めることによる。

(1) 評議員とは、定款第○条による者をいう。

(2) 役員とは、定款第○条による理事及び監事をいう。

(3) 常勤役員とは、前号の役員のうち、法人の事務所を主たる勤務場所とする者をいう。

(4) 非常勤役員とは、第2号の役員のうち常勤役員以外の者をいう。

(5) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。

(6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費（宿泊費を含む。）等の経費をいう。

（報酬等の支給）

第３条　評議員の報酬は日額とし、評議員会への出席の都度、定款第○条に定める金額の範囲内で、別表１に基づき支給する。ただし、国又は地方公共団体の職と兼職する評議員には支給しない。

|  |
| --- |
| 定款で評議員ほか役員等の報酬を無報酬と規定している場合は、「定款第○条に定めるところにより評議員（、理事及び監事）の報酬は無報酬とする。」としてください。 |

２　常勤役員に対しては、報酬、地域手当、通勤手当及び期末手当を支給し、金額は次のとおりとする。ただし、法人の給与規則に基づき給与の支給を受ける役員には支給しない。

(1) 報酬、地域手当は、別表２に定める1人当たりの月額の範囲内とする。

(2) 報酬、地域手当及び期末手当の総額は、別表２に定める年度総額の範囲内とする。

(3) 通勤手当の額は、職員旅費規定による。

３　常勤役員に対し、評議員会が必要と認めたときに退職金を支給することができる。支給額は、社会福祉法人○○会退職金規定第○条及び別表○による。

４　非常勤役員の報酬は日額とし、理事会等、法人業務への出席の都度、別表３に定める年度総額の範囲内で、同表に基づき支給する。ただし、国又は地方公共団体の職と兼職する非常勤役員には支給しない。

|  |
| --- |
| 法人の実情に応じ、各手当等の規定を追加、削除してください。 |

（報酬等の支給方法）

第４条　常勤の理事に対する報酬等の支給の時期は、次の各号に掲げる報酬などの区分に応じ、当該各号に定める時期とする。

(1) 報酬　毎月○日（ただし、当該日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は社会福祉法人○○会職員給与規程第○条の規定に準じて支給する。以下同じ）。

(2) 期末手当　○月○日、○月○日

(3) 退職金　　社会福祉法人○○会退職金規程第○条の規定による。

２　前条各号に規定する報酬、費用等は現金をもって本人（死亡により退任した者の退職金にあってはその遺族。以下同じ）に支給する。ただし、本人から申し出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

３　報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

（費用の弁償）

第５条　法人は、評議員及び役員が、その職務を行うために要する費用を弁償する。

２　費用の弁償の額は実費とする。ただし、旅費については社会福祉法人○○会旅費規程に基づき算出するものとする。

３　費用の弁償の請求があったときは、遅帯なく現金で支払うものとする。ただし、本人から申し出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

（改廃）

第６条　この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

（補則）

第７条　この規程の施行に関し必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

附則　この規程は、○年○月○日より施行する。

別表１　　評議員の報酬

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 役職 | 報酬日額  （1人あたり） | 年度総額  （1人あたり） | 年度総額（※）  （合計） |
| 評議員 | 円 | 円 | 円 |

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　※定款第○条に基づく

別表２　常勤役員の報酬

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 役職 | 報酬月額  （1人あたり） | 年度総額  （1人あたり） | 年度総額  （合計） |
| 理事（理事長） | 円 | 円 | 円 |
| 理事（理事長以外） | 円 | 円 | 円 |
| 監事 | 円 | 円 | 円 |

別表３　非常勤役員の報酬

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 役職 | 報酬日額  （1人あたり） | 年度総額  （1人あたり） | 年度総額  （合計） |
| 役員（非常勤） | 円 | 円 | 円 |